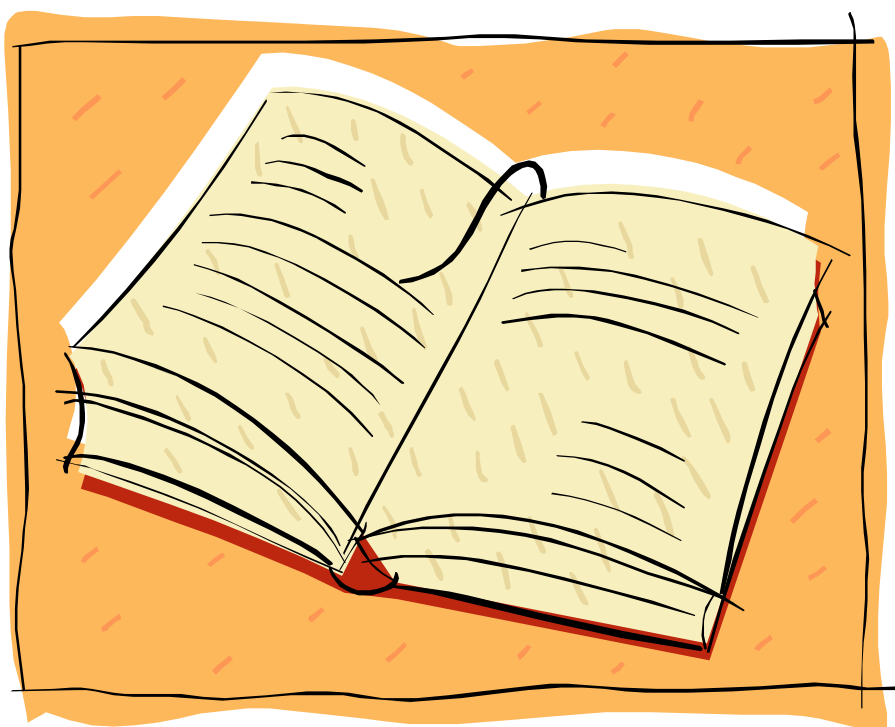


法令事務の基礎



組		番号		グループ	
所属					
氏名					

目 次

第1章 知識編

1	なぜ法令を学ぶ必要があるのか	1
(1)	社会の一員として	1
(2)	公務のプロフェッショナルとして	2
(3)	業務上の課題を解決するために(政策法務・法制執務)	3
2	法・法令と例規	4
(1)	『法』とは何か	4
(2)	『法律』とは	4
(3)	『法令』と『例規』	4
3	法はどのような体系になっているか	5
4	条例と規則	6
(1)	条例(規則)とは	6
(2)	条例等はどのように構成されているか	7
(3)	条例の主な類型	7
5	条例等の公布及び施行	7
6	条文を読むために(法令文の特別なルール=法制執務)	8
7	知っておきたい法律用語	13

第2章 実践編<ワーク>

1	業務で法令・例規が問題となる場面	16
(1)	ワーク 町内会活動への補助金について	16
(2)	ワーク 規定のない課題にどう対応するか?	20
(3)	ワーク 契約条件に合っているか?	21
2	判例を読んでみよう	22

第3章 今後の学習について

1	参考図書を紹介	27
2	終わりに	28
	資 料	29

(参考1) 参考条文 P29

(参考2) 成文法と不文法 P31

(参考3) 政令・省令・告示 P31

(参考4) 条例の発案権 P32

(参考5) 長の発案による条例制定手続きの一般的な例 P32

(参考6) 条例制定権の範囲 P33

(参考7) 徳島市公安条例事件判決(最高裁昭和50年9月10日大法廷)概要について P34

(参考8) 条例の基本形式 P35

(参考9) 条例等の適用 P36

(参考10) 法の解釈の種類 P37

(参考11) 法令が矛盾・抵触した場合の優先順位 P38

第1章 知識編

1 なぜ法令を学ぶ必要があるのか

(1) 社会の一員として

学生時代、全てのものは原子でできていると教わりました。皆さんも自分の経験や、価値観、知識等で社会をとらえていらっしゃると思います。経済学者は、自分の専門の経済から社会をとらえており、スポーツに打ち込んでいる方は、その時に得られた価値観で社会をとらえていたりします。法令/法学もその社会をとらえる大きな見方の一つであるといえます。

車や家等大きな買い物をすることだけではなく、コンビニエンスストアで夕食を買うことも売買契約であり、民法が適用される行為です。テレビドラマ、漫画、小説等のコンテンツも著作権法によって保護されています。例えばオンラインショップで服を購入したけれど商品が届かない等、問題が生じた場合にどういう法令になっているか意識するかもしれません。一方で何も問題が起きていないときは、意識をしていなくても日常生活の隅々で法令に関連する行為を行っています。（自動販売機で飲み物を買う際に、これが売買契約であると毎回意識しているわけではないはずです。）

なぜ日常生活の隅々まで、法令の保護が及んでいるのでしょうか？

住んでいる地域の町内会等をイメージしてもらおうと実感いただけるかと思いますが、社会にはたくさんの方が生活しています。その中で一部の人の利益になることが、他の人の権利を侵害することもあります。

例えば、ニュース等でも話題になる「ゴミ屋敷」について考えてみましょう。

敷地内にゴミが放置されていても、住んでいる人（居住者）がその土地・建物の所有者であれば、好きに土地・建物を利用することができ近所の人に文句を言われても対応しなくてもよいはずです。

ただ、ゴミが放置され悪臭が漂っていれば、近隣に住んでいる人は不愉快に感じて不思議ではありません。それだけではなく、近くにアパートがあっても入居者が入りにくくなったり、自分が所有する土地・建物を売ろうとした際に、販売価格が低くなることもあり得ます。

本来自宅をゴミ屋敷にしてしまうこと自体は、自宅の所有者として違法ではないとしても、ゴミ屋敷があることで近所の住人の権利を侵害してしまうこともあります。

このような場合、どちらの利益がより重大で優先されるべきかを判断することになります。（覚える必要はありませんが、「比較衡量」といいます。）

社会で生じるいろいろな権利侵害が問題となることで、対応策として法令等を定められており、現在も定められ続けています。このため、社会で生きる上で法令に囲まれて生活しているといえる状況になっているのです。

(2) 公務のプロフェッショナルとして

地方自治体は、いろいろな事務・事業を行っていますが、それらのほとんどは何らかの法令等の裏づけにより行われており、その処理も法令等により定められた一定のルールのもとで行われています。

また、私たち地方公務員は、地方公務員法第32条において、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されています。

なぜ、このように地方公務員の業務について、また地方公務員であること自体について法律で定められているのでしょうか？

地方自治体の職員は、入庁時に次のような宣誓をしたはずですよ。

宣 誓 書	私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し且つ擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体ずるとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公平に職務を執行することを固く誓います。	
令和四年四月一日	
氏名	

(職員のサービスの宣誓に関する条例；南相馬市)

この宣誓も職員の宣誓に関する条例、職員服務規程といった例規に根拠があります。さらに、宣誓の内容となっている憲法尊重擁護義務の条文も読んでみましょう。

憲法第99条 【憲法尊重擁護の義務】

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

憲法に関連したニュースとして、新聞等メディアで話題になる機会が多いのは、自衛隊等に関連する第9条や、男女平等といった平等原則を定めた第14条です。

ニュースや新聞からの情報だけではイメージがしにくいですが、憲法は、「国が勝手な行為をしないように規律している」法律です。

平等な取り扱いについて、民間企業にも現在は求められています。まず国に不必要な別対応をしないように決めていたものが拡大して適用されるようになったものです。

なぜ、国・行政に勝手な行為をしないように求める必要があるかという点、その業務の性質によります。行政は住民に必要な行為を行っています。そのために、住民の同意がなくても強制的に行うことが可能な行為もあります。例えば、税金を納めてもらうこと（収納）等です。

行政に、住民が同意しないことについても、無理矢理にでも実施できる力が認められているのは、それがより多くの住民の利益になるからです。税金の徴収で考えると、住民のための事業を行う原資となる税金を確実に集めることは、広く住民にとってはメリットがあるといえます。ただし、住民に強制できるということは、その強制力が適正に使われなければ、住民に大きな不利益が生じてしまいます。（独裁国家等をイメージしてください。）

そのために法令で、行政の行う事務について規律することで、行政が住民に勝手なこと（恣意的な判断）をすることのないように規定しているのです。

地方公務員についても、行政を担う職員としてふさわしい行為を行うように規定されています。

例えば、同じアパートの隣に住んでいる年齢・性別・給与が同じ地方公務員と民間企業の職員が、同じ違法行為を行った場合に、メディアでの報道は違います。地方公務員が新聞記事に掲載される場合でも、民間企業の職員の場合はそこまで大きく報道されない場合も多いです。住民の代表として、住民に対する業務を行う地方公務員には、一般より高い倫理が社会で求められているといえます。

さらに、専門職についても看護師や薬剤師の職務やその責務について医療法（第1条の2・第1条の4）に、消防職員の設置については消防組織法（第11条）に、図書館司書の職務は図書館法（第4条）に、博物館学芸員の設置と業務は博物館法（第4条）に、それぞれその根拠が定められています。【参考条文:P.29 参考1】

これも、それぞれの専門業務を行う上で求められることが規定されているといえます。

このように地方公務員の業務が法令で規定されていることから、私たちに法令の知識がなかったり、あいまいであったりすれば、違法な取り扱いをしてしまうことも考えられます。住民への説明責任（アカウンタビリティ）が一層求められていることを考えると、正確な法令の知識は大きな力となります。

このようなことから、私たちは公務員であるかぎり、その職種や仕事の内容にかかわらず法令の基礎的知識をしっかりと身に付けておくことが業務を遂行する上で必要です。

（3）業務上の課題を解決するために（政策法務・法制執務）

皆さんが地方公務員として勤務を続けていくと、新たな問題が起こり担当している業務の課題に気が付くことがあると思います。担当している業務が法令・例規に基づいているとしても、いつまでも同じ対応をしていけば問題が起こらないということではありません。

業務を行う上で、課題を見つけ、さらにその解決策を探しながら、先輩・上司に相談したり、部署内で調整する等、対応をニーズに合わせて変更していくことが必要になります。

業務上で大きな変更が必要な場合には、例規の修正、廃止、策定等を伴う場合もあります。勤務箇所によっては、弁護士に相談することが可能です。

担当業務において、どのような課題があり、どのような解決策が望ましいかがわかるのは担当している職員です。その解決策が、実施できるような例規の原案を策定することまでは地方公務員に求められています。その後、弁護士に策定した例規案をチェックしてもらうことにより、より精度を高めることができます。

2 法・法令と例規

(1) 『法』とは何か

「法」という言葉から民法・憲法といった法律をイメージされる方も多いと思います。このように条文として定められている法は、その形式から「成文法」（議会の議決等一定の手続きに従って文章に表現してつくられた法）といわれます。法にはこれだけではなく、ニュースや新聞でも報道されるような判例といった条文によらないルールである「不文法」（成文法以外の法。文字で表現されていない慣習法や判例等）もあります。

【成文法と不文法:P.31 参考2】

(2) 『法律』とは

「法律」とは、議会の議決等の一定の手続きを経て制定されたものを指します。（広義では「法」と同様の意味で使われる場合もあります。）

法律で「議会等の議決を経ていること」が求められていることには、意味があります。議会は選挙で選ばれた住民の代表により構成されています。住民が議員の選出に関わった議会が、住民が守らなければならないルールを作成することで、住民の権利を侵害するようなルールを作らないことや住民自身が選んだ代表が決めたこととして従わなければならない正当性をもたらすことになるのです。

例えば行政の活動を制約するルール（憲法・行政法といいます。）も議会で法律・条例として定めることが国の省庁が国民を、地方自治体等が住民を害することがないようにする仕組みの一つとなっています。

(3) 『法令』と『例規』

「法令」とは国及び国の機関が定める法律、政令、府・省令、告示等を併せたものをいいます。

なお、この用語には自治立法である条例・規則を含める場合もあります。

「例規」とは、一般的には自治体及びその機関が定める条例・規則・告示等を合わせたものをいいます。【政令・省令・告示:P.31 参考3】

大まかにいうと、「法令」が国の定める規律の体系、「例規」は地方自治体等が定め

る規律の体系であるといえます。（ただし、地方自治体の定める上位規律である条例や規則を「法令」の一部として用語を利用することもあるため、重複している部分があります。）

3 法はどのような体系になっているか

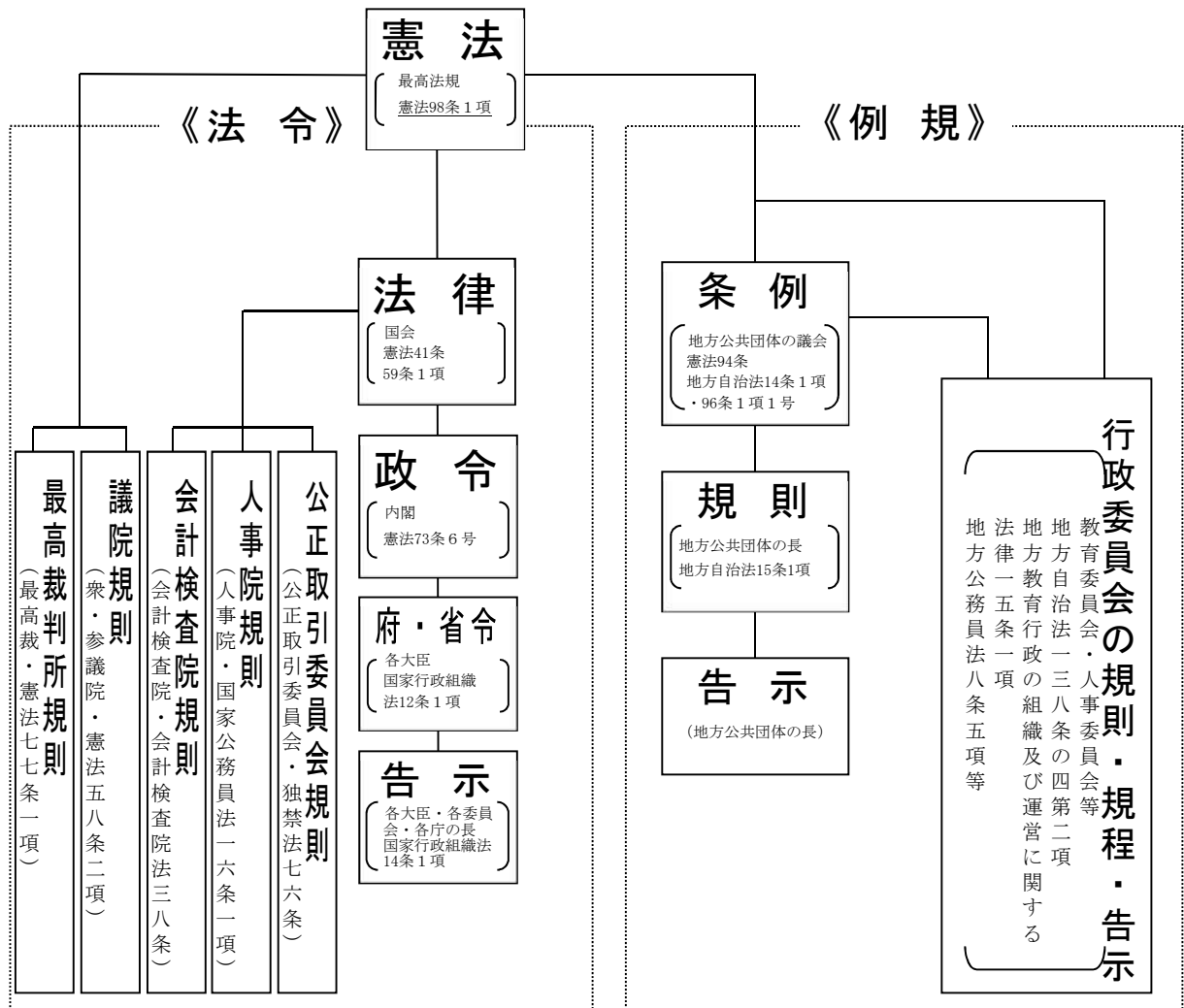
法の概念は、慣習法のような不文法も含んでいますが、原則として規定される内容が文章で表示された成文法が主たるルールです。それは、地方公務員としての業務において、またその立場を離れたプライベートにおいても、同様に確認するルールの中心であるといえます。

このような成文法としてのわが国の法令・例規は、憲法を頂点とする一つの体系として形づくられ、個々の法令等はその中で存在しています。

また、個々の法令等は単独で機能するという事は少なく、関連する法令等と連携することによって機能しています。

なお、現在のわが国の法体系は、下図のようになっています。

わが国の法体系



4 条 例 と 規 則

(1) 条例（規則）とは

条例（規則）は、憲法第94条により地方公共団体に対し保障される自治立法権に基づき、地方公共団体が制定する自主法規です。

憲法はこれらの自主法規を総称して『条例（広義の条例）』としていますが、地方自治法ではこれを「条例」と「規則」の2種に分けています。

[条 例]

地方自治法第14条第1項に基づき、地方公共団体が法令の範囲内において、原則として議会の議決を経て制定する法規（狭義の条例）であり、原則としてその自治体の地域内で効力を有します。

自主法としての条例には、実質的効力を担保するために、その違反に対して懲役・禁錮（2年以下）・罰金（100万円以下）等の刑罰や行政罰としての過料（5万円以下）の罰則を設けることができます（地方自治法14条3項）。

【POINT】

- ・ 福島県の条例が適用されるのは県内のみ。（市町村の条例は、その市町村のみ）
＝団体自治；市町村等自団体のことは自団体で決められる。（地方自治の本旨の一つ）
- ・ 条例を守らせるために、罰則を定めることも可能。

[規 則]

地方公共団体の長や行政委員会が、議会の議決を経ずに制定する自主法規です。

長が地方自治法第15条1項に基づき法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し制定するものと、行政委員会が地方自治法第138条の4第2項に基づき法令又は当該地方公共団体の条例や規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し制定するものがあります。

なお、規則にもその違反に対し行政罰としての過料（5万円以下）の罰則を設けることができます（地方自治法第15条第2項）。

地方自治法第14条第2項には「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」と規定されているので、原則として規則による権利義務の規制はできません。

このような仕組みになっているのは、権利義務を規制することは住民の生活に大きく影響するため、住民の代表によって判断される議会によって定められるべきであり、行政だけで判断されることがないようにするためです。

条例・規則は、公務を行う中で必要に応じて制定・改廃する自主法規ですので、新たな制定の必要性や現存する条例等の評価等を的確に行うために、職種にかかわらず常に関心を持つようにすることが大切です。

【POINT】条例と規則の違い

- ・条例;①議会の議決を経る、 ②罰則をつけられる、 ③権利義務への制限も可能
- ・規則;① 〃 経ない、 ②軽い過料のみ、 ③ 〃 は不可

【条例の発案権：P 3 2 参考4】

【長の発案による条例制定手続きの一般的な例：P 3 2 参考5】

【条例制定権の範囲：P 3 3 参考6】

(2) 条例等はどのように構成されているか

条例等は、一定の形式に従って組み立てられています。したがって条例等の形式、構成要素、用字についてのルールを知っておくことで、条例等の内容を的確に理解することができるようになります。

法令や条例等の構成の基本形式は、次のようになっています。

【基本形式】

(公 布 文) ……成立した条例を一般に周知させる目的で、条例を公布する旨の公布権者（長）の意思を表示する文章で、条例の冒頭に付されるもの。ただし、条例の一部ではありません。

条例（規則）番号

題 名

目 次

(章・節名)

(見出し)

第 1 条 1 ①

(条一項一号)

本 則……条例の本体部分（附則を除く）で、条例で定める中心的内容を規定する部分です。

附 則……条例の本体部分で、本則に付随して、条例がいつ発動するか等を規定する部分です。

【条例の基本形式：P 3 5 参考8】

(3) 条例の主な類型

- ①法令に定めのない地方公共団体独自の事務に関する条例（団体が自由に策定できる）
地方公共団体独自の事務を創設し、その基準、手続等を定める条例
- ②法令に定めのある事務の執行に関する条例（策定、事業実施は必須）
地方公共団体が法令に基づく事務を執行するための基準、手続等を定める条例

5 条例等の公布及び施行

条例等の法令が議会で議決されると、新聞やテレビで大きく報道されるので、もう効力が生じていると思いがちですが、そうではありません。条例等は「公布」、さらには「施行（しこう）」という過程を経てはじめてその効力が生じます。

住民が内容を知らないまま、条例が適用されてしまうと、住民が不利益を受けてしま

ったり、地域が混乱してしまいます。

例えば、「〇〇市駅前商店街で、歩きたばこをした人は罰金5,000円を処す。」という条例が成立したとします。この条例の内容を知らないままだと、罰金になる恐れがあることを知らずに歩きたばこをしてしまった人は不満を感じると思います。歩きたばこで罰金が科されることを知っていれば歩きたばこをしなかったといえるからです。

このように、（後述のとおりたとえ形式的であるとしても）法令の内容を周知させてから、その法令の適用を開始する必要があります。

「公布」 議会で議決された条例等を一般に周知させるために公示することです。

その方法は、各自治体の定めにしたがって行われますが、一般的には公報への掲載や庁舎前等の掲示板への掲示によって行われます（地方自治法第16条第2項、第4項）。

「施行」 まだ発動していない条例等の効力が現実に発動し、作用するようになることです。条例等は、公布の日からその効力を現実に発動・作用させることもあります。周知を徹底させるために一定の期間を経過した日からとする場合もあります。

いつから施行するかは、一般的には条例等の「附 則」に明示されます。

つまり、条例等の効力が現実に発動・作用するのは「施行の日」からです。

【条例等の適用：P36 参考9】

6 条文を読むために（法令文の特別なルール＝法制執務）

条例等では、その内容によっては住民に義務を課したり、権利を制約したり、場合によっては罰則を科したりすることもあります。（例：住民税の課税【義務】、保育園の入園不許可【権利の制約】）

このため、規定されている内容があいまいであったり、人によって別の意味・内容に受け取られたりするようなことがあっては、地域が混乱してしまいます。

このため、同じ文章でも別の意味にとられたりしてしまうことがないように法令文は、日常生活の中で用いる用字・用語とは異なった、法令文だけの特別な文章のルールに従って表現されています。

なぜそうなっているかという、法令は前述のとおり住民の権利や義務に影響するため、定められた法令の意味を明確にすることで、法令を策定する側の意図と、適用される側の理解にずれがないようにするためです。

ここでは、慣用的に特別な使い方をする用語のうち、法令文で頻繁に使用される用語を学びます。

▼【及び】と【並びに】

これらは二つ又は二つ以上の語句をつなぐための併合的接続詞であり、英語の **and** に相当します。

(1) 接続する語句の意味に段階がない場合

- ア 並列する二つの語句を単につなぐとき……「及び」
 - イ 並列する三つ以上の語句をつなぐとき……最後の二つの語句を「及び」で、その他の接続は「、」でつなぐ。
- (例) アー市長 **及び** 副市長
イー知事、副知事、会計管理者 **及び** 教育長

(2) 接続する語句の意味が2段階になる場合

意味の上で大小を判断し、小さな意味の接続には「及び」を、大きな意味の接続には「並びに」を用いる。

- (例) 一般消費者、中小企業者 **及び** 農林漁業者 **並びに** 国民生活に大きな影響を及ぼす事業

▼【又は】と【若しくは】

これらは二つ又は二つ以上の語句を選択するための選択的接続詞であり、英語の **or** に相当します。

(1) 選択する語句の意味に段階がない場合

- ア 並列する二つの語句を単に選択するとき……「又は」
- (例) 夫婦 **又は** 兄弟姉妹の関係にある者
- イ 並列された三つ以上の語句を選択するとき……最後の二つの語句を「又は」でつなぎ、その他の選択は読点「、」を用いる。
- (例) 夫、妻、子 **又は** 孫

(2) 選択する語句の意味が2段階になる場合

意味の上での大小を判断し、小さな意味の選択には「若しくは」を、大きな意味の選択には「又は」を用いる。

- (例) 条例の制定 **若しくは** 改廃 **又は** 予算の議決

※併合的及び選択的接続詞については、語句の意味が3段階になる場合もあります。必要に応じて自己学習してください。

上述のとおり、日常生活では同じような意味で使っている用語が、法律や条例においては、意味にはっきりとした違いがあります。

今回すべてを理解することは難しいかもしれませんが、今後公務員生活を続ける中で条文を確認したり、改正・制定することもあり得ますので、しっかりと理解しましょう。

▼【以上】・【以下】と【超える】・【未満】

これらは、数量や時間等を限定する場合に用いますが、次のようなルールがあります。
以上・以下……基準となる数量や時点を含む。

超える・未満……基準となる数量や時点を含まない。

- | | |
|-----|------------------------|
| (例) | 2メートル以上……2メートルを含む。 |
| | 2メートルを超える……2メートルを含まない。 |
| (例) | 18歳以下……18歳を含む。 |
| | 18歳未満……18歳は含まれない。 |

▼【推定する】と【みなす】

「推定する」と「みなす」という用語は、「Aという前提条件を満たす場合、（たとえそれが事実ではなくても）Bとする」という点は同じです。

反証することで、その推定を否定することができるかどうかという点が異なります。

推定する……反証し、それが成功することで、推定された内容を否定できます。

ある事柄について、当事者の間に取り決めがない場合とか、反対の証拠がない場合に、法令自らが一応こうであろうと判断して、法的効果を生じさせるということです。

- | | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (例) | 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する(民法第772条第1項)。
この場合は、婚姻中でも夫が長期間海外に滞在していた等、夫の子ではないことを証明できれば、夫の子ではないと認められる可能性があります。 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

みなす……反対する事実を主張して「みなす」とされた内容を否定することはできません。

実際にそうでないことでも、法律上そうだと決められてしまいます。

当事者の取り決め、反証があっても、たとえ事実と異なっても法律上の認定と異なる判断はできません。

- | | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (例) | 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。（道路交通法第51条の12第7項） |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|

これはいわゆる「みなし公務員」といわれる立法例です。「みなし公務員」とは公務員ではありませんが、公共性のある職務に従事するため法律上公務員として扱われる方のことです。

この場合は、刑罰を適用するに当たり、「放置車両確認機関の役員又は職員」を民間企業の職員であっても、法的には公務員と確定して取り扱います。具体的には、該当する行為があった場合に公務執行妨害罪（刑法第95条）、収賄罪（刑法第97条）や贈賄罪（刑法第197条～第198条）が成立します。

→ 「推定する」と「みなす」は、前提条件を満たした場合に及ぶ推定の強度の強弱であるといえます。「みなす」は、推定が強いため反証も許さず、結果として推定

された内容を覆すことができません。

一方で、「推定する」場合は、そこまで強い推定ではないため、反証ができれば推定された内容を覆すことができます。

▼【直ちに】と【遅滞なく】と【速やかに】

これらは、いずれも「すぐに」という意味で時間的な遅れを許さないことを表現する語句ですが、それぞれ 多少のニュアンスの違いがあります。

急) 「直ちに」 > 「速やかに」 > 「遅滞なく」 (遅

直ちに……最も時間的な即時性が強く、一切の時間的な遅れを許さないという意味で用います。

(例) 何人も、理由を**直ちに**告げられ、且つ、**直ちに**弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、**直ちに**本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
(憲法第34条)

遅滞なく……「直ちに」や「速やかに」よりも時間的な即時性は弱く、正当又は合理的な理由がある場合の遅れは許されます。

なお、「直ちに」・「遅滞なく」の場合、その遅れに対しては義務違反として違法性を追及されることがあります。

速やかに……時間的な即時性としては「直ちに」と「遅滞なく」の中間に位置する用語です。「直ちに」・「遅滞なく」と異なり訓示的意味を持つにとどまることが多いとされていますが、「速やかに」と定められている規定違反に罰則が定められている例も多くあります。

▼【者】と【物】と【もの】

日常生活上では、者・物と「もの」の区別はあまり明確ではありませんが、法令用語としては次のようなルールがあります。

者……私たち「自然人」や法律上「人」として扱われる「法人」のように法律上の人格（法人格）を有するものについて、その単数又は複数を表現する場合に用います。

物……一般の物件（有体物）を総称する場合に用います。（より正確に説明すると、「権利の目的となる、外界の一部を構成する物件」を指す場合に用いられます。）

もの……大きく分けて三つの異なる場面で用いられます。

- ① 「者」と「物」で表現できない抽象的なものを表現する場合
- ② 法人格のない社団・財団等を表現する場合
- ③ あるものにさらに要件を加えて限定する場合

(例) 18才未満の者で在学しているもの

▼【科する】と【課する】

これらは、同じ発音ですが法令用語としては全く違った使い方をします。

科する……懲役刑や、罰金刑等の「刑罰」や主に軽微な届け出義務違反といった秩序違反に対する制裁である「過料」（P15参照）をかける場合に用います。

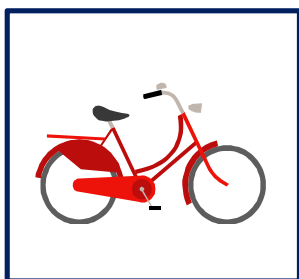
条文の読み合わせをする場合、区別をするために「トガする」と読むこともあります。

課する……罰則的な意味は含まず、国や自治体等が国民や住民に対し租税や義務を課す等の場合に用います。

▼【その他】と【その他の】

その他……前後の語句を並列で並べる場合に用います。

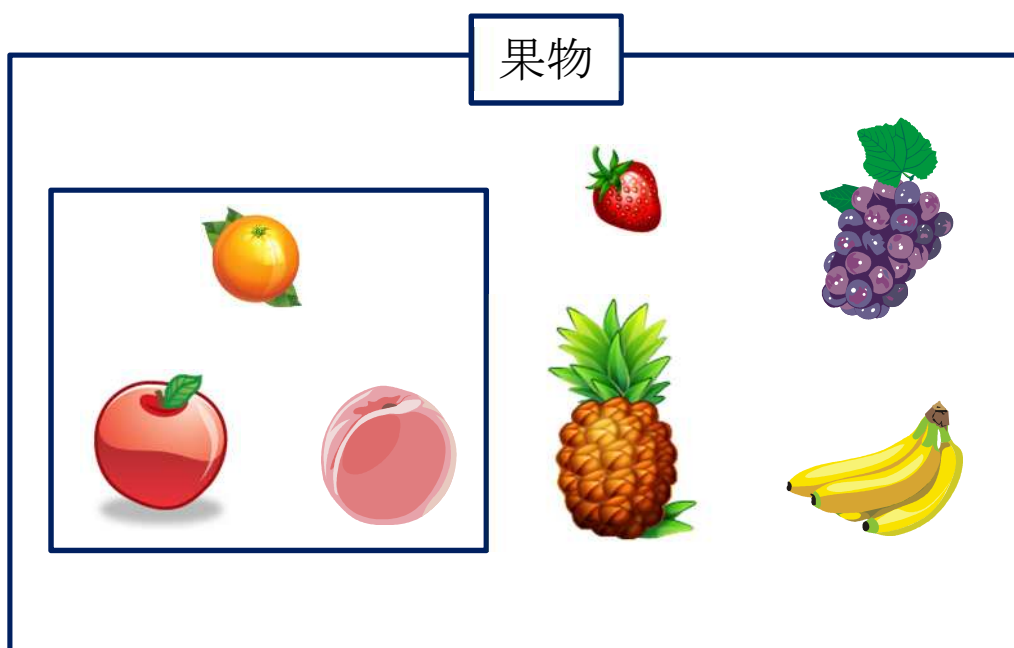
(例) 自転車、自動車その他交通機関



その他の……前の語句が後ろの語句の例示である場合に用いられます。

(例) りんご、みかん、桃その他の果物

果物の例として「りんご、みかん、桃」が挙げられています。

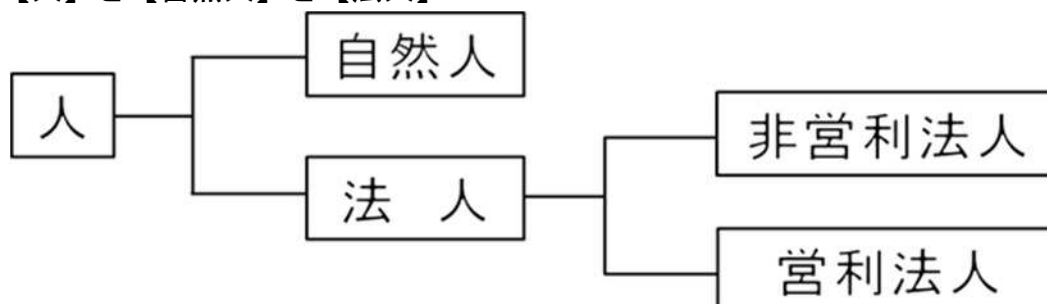


イラストで見ると、「その他の」では包含関係があり、「その他」では包含関係がないことがはっきりと分かります。

7 知っておきたい法律用語

私たちが公務を行っていく中では、職種を問わずいろいろな法令に接します。それらの法令には専門的な用語等が用いられています。このため仕事をする上で、基本的法律用語について、正確にその内容を理解することは大切です。

▼【人】と【自然人】と【法人】



人 ……法的には、人とは法律上の権利を持ち、義務を負うことのできる者（権利・義務の主体）をいい、「自然人」と「法人」とに分類されます。

自然人 ……「法人」に対する語句で、生きている人間（個人）で、権利・義務の主体である者をいいます。すべての自然人は、生まれてから死ぬまで権利を持ち、義務を負うことができる法律上の資格を認められます。（胎児にも権利主体性が限定的に認められています。このため、限定的な場合に、胎児も権利・義務の主体となります。

例（損害賠償請求権に関する胎児の権利能力）

民法第721条 胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。

法人 ……自然人以外で、権利・義務の主体となることを認められた者（＝法律上の人格〔法人格〕を有する者）をいい、法律によって成立します。

営利法人 ……団体を構成する人たちの利益を目的とする団体

例) 株式会社等

非営利法人 ……営利を目的としない活動を行う団体が法人格を取得した者で、次のように分類されます。

■一般社団法人・一般財団法人

目的に関わらず、法人としての要件を満たすことにより法人となった者

〔社団法人〕 ……権利・義務の主体となる地位を人の集団に与えた団体

〔財団法人〕 ……権利・義務の主体となる地位を一定の目的のために寄付された財産に与えた団体

■公益社団法人・公益財団法人

一般社団法人・一般財団法人の中から公益性がある者として認定を受けたもの

■特別法上の法人

社会的な目的のため（特別法に基づく公益が目的の法人）又は同業者の共益のため（共益法人）、特別の法律を根拠として設立された者

例) 社会福祉法人やNPO（非営利組織）法人、農業協同組合や労働組合等

▼【期 日】と【期 間】

これらは、いずれも一定の日時に関係する事柄です。

期 日……これは『〇〇月〇〇日』というような特定された日のことです。

期 間……これは『〇〇日から〇〇日まで』という、ある日から他の日までの時間的な幅を指します。

▼【期 限】と【条 件】

いずれも法律の効果の発生又は消滅が一定の要件に関わっている場合の用語です。

期 限……法律の効果の発生又は消滅についての要件や、行為を行うべきタイムリミットが将来発生することが確実な日時にかかっている場合

例) 「ある人が死亡したら」「〇〇年〇〇月〇〇日」

条 件……要件に関わる事実が生じるかどうか不確実な事実である場合

例) 「今年の入学試験に合格したら」

▼【許 可】と【認 可】

許 可……本来誰でも享受できる個人の自由を、そのままにしてしまうと多くの人にとって不都合な事態が生じてしまうので、そのようなことがないように（公共の福祉）一般的に禁止されている場合に、個別の申請に基づいてその禁止が解除される（行政）行為をいいます。

なお、許可を受けて行うべき行為を無許可で行った場合、違法な行為とはなりますが、行為そのものの効力には影響なく、無効とはなりません。

例) 食品衛生法に基づく営業許可（第52条）

飲食店等の営業を行うために、都道府県の許可を得る必要があります。飲食店の経営は、許可なく行うことができません。

ただし、無許可で営業していた飲食店で食事をした場合でも、代金を支払う義務は生じます。

その点では、次の『認可』とは異なります。

認 可……許可とは異なり、一般的に認められている行為について、ある者の行為を補充してその法律上の効力を完成させる（行政）行為をいいます。

なお、無認可の者が行った行為は、行為そのものが無効となります。

例) 道路運送法に基づく、乗り合いバス等といった一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の認可（第9条）

バスの運賃を値上げするためには、監督官庁の認可が必要です。認可なく値上げした場合は、増額分の料金を受け取ることはできません。

▼【科 料】と【過 料】

どちらも「かりょう」と読みますが、正確な内容は異なりますので、正しく理解し用いるようにしましょう。

科 料……これは刑法17条で定められる「刑罰」の一つで、罰金とともに財産刑に属します。

なお、料金を納められない者は1日以上30日以下の期間、監獄に付設される労役場に留置されます。

過料……これは秩序罰・懲戒罰という性格を持った「行政罰」で、金銭罰の一種ですが、刑罰としての罰金とは区別されます。

※この二つは紛らわしいので、これを区別するために『とがりょう（科料）』と『あやまちりょう（過料）』と呼び分ける場合があります。

※過料の具体例

戸籍法第137条 正当な理由がなくて期間内にすべき届出又は申請をしない者は、五万円以下の過料に処する。

▼【住所】と【居所】

住所……その人の生活の本拠となっている場所のことです。

民法第22条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

市町村の区域内に住所を持つ人は、その市町村の、更にこれを包括する都道府県の住民となります。

また住所は選挙権の要件になっている等、法律上の権利・義務に深く関わっています。

居所……生活の本拠ではないが、人がある程度の時間継続して住む場所をいいます。

なお、住所がないとき又は不明のときは、居所が住所とされます。

民法第23条第1項 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

▼【署名】と【記名】

どちらも氏名を文書等に表わすことですが、違いがあるので注意しましょう。

署名……文書等に氏名を書くことで、本来は自らが氏名を書く自署（自筆による記載）を意味します。

署名は、文書の作成の責任を明らかにするために要求される場合が多く、法律が要求する適法な署名のない文書は、原則として無効と解されています。

記名……これは、他人が記載する場合や自署以外の、ゴム印や印刷、パソコン等により作成して印刷することによって自分の氏名を記すことをいいます。

「署名してください」と定められている場合は、本人が氏名を自筆しなければなりません。

「記名してください」と定められている場合は、ゴム印等の氏名印を使用したり、またパソコン等により作成して印刷しても有効となります。

このように、この二つの取り扱いには違いがありますので、法令に定めのある場合を除いて、住民等にとってどちらが合理的かについての的確に判断して対応を考えるべきです。

第2章 実践編〈ワーク〉

1 業務で法令・例規が問題となる場面

地方公務員が業務を行う上で関わることになるのは、法令だけではなく、例規も含まれます。地方自治体においては、法令よりも例規を確認することが多いと思います。

このため、例規や契約等も含めた地方公務員が業務で関わることになる法的問題についてこれから考えてみます。

自分が担当職員だったらどう考えるか、自分のこととして考えてみてください。

(1) ワーク 町内会活動への補助金について

あなたは、〇〇市総務課の職員です。コミュニティ推進係の一員として、町内会の活動への補助金を担当しています。補助金を利用したある町内会長から次のような問い合わせがありました。

「補助金を使って、町内会の交流会を行った。交流会の写真も撮ってあるが、これから作成して提出する実績報告書には撮った写真もつけたほうがいいですか？」

あなたはどうか答えますか。

まずは、これまでの対応を確認します。ただし、何も確認せず、前例踏襲をすることは危険です。なぜなら、根拠となる法令や例規の改正や解釈の誤りがある場合、以前と同じ対応をすることで間違いを続けてしまうことになるからです。

このため、正しい対応をするためには規定してある法令や例規を確認する必要があります。ここに、関係する要綱を掲載します。条文を確認して、写真をつける必要があるのかどうかを確認してみてください。

条文を読むことに慣れていない方は、まず目次を確認し、目次から関係する条文を探し、その内容を確認してください。

〇〇市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱

<条項目次>

平成 26 年 3 月 28 日 告示第 27 号
(令和 3 年 3 月 26 日施行)

本則

- 第 1 条(趣旨)
- 第 2 条(補助対象団体)
- 第 3 条(補助対象事業等)
- 第 4 条(補助金申請)
- 第 5 条(交付決定の通知)
- 第 6 条(変更の承認申請)
- 第 7 条(交付申請の取下げ)
- 第 8 条(事情変更による決定の取消通知)
- 第 9 条(実績報告)
- 第 10 条(補助金の額の確定)
- 第 11 条(補助金の交付請求)
- 第 12 条(会計帳簿等の整理等)
- 第 13 条(その他)

附則

- 附則(平成 28 年 1 月 22 日告示第 11 号)
- 附則(平成 29 年 3 月 24 日告示第 79 号)
- 附則(令和 3 年 3 月 26 日告示第 53 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、住民自らが地域コミュニティの維持及び活性化を行うために実施する事業(以下「地域の絆づくり支援事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、〇〇市補助金等の交付等に関する規則(平成 18 年〇〇市規則第 38 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次に掲げる団体とする。

- (1) 行政区
- (2) 県営復興公営住宅自治会
- (3) 市内外避難者会
- (4) その他市長が必要と認める団体

(補助対象事業等)

第 3 条 地域の絆づくり支援事業の個別事業名、事業内容、補助対象団体、補助対象経費、補助率、補助限度額等は別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の補助対象事業についてその補助対象者がこの告示に基づく補助金以外の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助事業に該当しないものとする。

3 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助対象経費には、団体の運営に係る経費は含まないものとする。

(補助金申請)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項の申請は、地域の絆づくり支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域の絆づくり支援事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 地域の絆づくり支援事業収支予算書(様式第 3 号)

(交付決定の通知)

第5条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、地域の絆づくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(変更の承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、規則第6条第1項第1号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合には、地域の絆づくり支援事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、別表第2に掲げる軽微な変更の場合には、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、当該申請した者に対し、地域の絆づくり支援事業計画変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定による交付申請の取下げは、様式第7号によるものとし、申請の取下げをできる期間は、交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(事情変更による決定の取消通知)

第8条 規則第9条第3項に規定する通知は、地域の絆づくり支援事業補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第8号)によるものとし、事情変更の生じた日から15日以内に行わなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項に規定する実績報告は、地域の絆づくり支援事業実績報告書(様式第9号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日(規則第6条第1項第2号の規定により、市長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日)後30日を経過した日又は補助金の交付の決定あった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 地域の絆づくり支援事業実績書(様式第10号)

(2) 地域の絆づくり支援事業収支精算書(様式第11号)

(3) 成果品若しくはその写し又は事業実施の際の写真

(4) 地域の絆づくり支援事業事後評価シート(様式第12号)

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による確定通知は、地域の絆づくり支援事業補助金交付額確定通知書(様式第13号)によるものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助金交付団体」という。)が、補助金を請求しようとするときは、地域の絆づくり支援事業補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業の円滑な遂行を図るために市長が特に必要と認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(会計帳簿等の整理等)

第12条 補助金交付団体の代表者は、補助金の収支状況を記載した証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度から5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関しては、規則の定めるところにより、〇〇市補助金交付要綱(平成18年〇〇市告示第1号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金の交付については、第10条、第11条及び第13条の規定は、同日以後もなお効力を有する。

附 則(平成 28 年 1 月 22 日告示第 11 号)
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の〇〇市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の補助金の交付申請から適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日告示第 79 号)
(経過措置)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の〇〇市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の補助金の交付申請から適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日告示第 53 号)
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の〇〇市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の補助金の交付申請から適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

法令・例規の条文は、時系列に従って規定されています。上記の要綱は、町内会の活動を活性化するため、補助金を交付する内容です。このため第1条でこの事業の趣旨を説明し、第2～3条で対象を定めた後、申請→交付決定→変更→実績報告→額の確定→交付請求と後の条文になるほど、申請後の手続きとなっています。

今回問題となっているのは、申請し、補助金が交付され、補助金を利用したイベントの実施後の「実績報告」についてです。

第9条が規定しています。再掲すると、

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項に規定する実績報告は、地域の絆づくり支援事業実績報告書(様式第9号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日(規則第6条第1項第2号の規定により、市長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日)後30日を経過した日又は補助金の交付の決定あった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 地域の絆づくり支援事業実績書(様式第10号)

(2) 地域の絆づくり支援事業収支精算書(様式第11号)

(3) 成果品若しくはその写し又は事業実施の際の写真

(4) 地域の絆づくり支援事業事後評価シート(様式第12号)

問題の答えを、見つけられたと思います。「〇〇市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱」第9条(3)により、交流会のような成果品がないものについては、イベント実施の際の写真を実績報告書に添付することが必要とされています。

このため、町内会長には「実績報告書には写真が必要なので、写真を添付して出してください。」と答えることとなります。

(2) ワーク 規定のない課題にどう対応するか？

あなたは、〇〇町総務課の職員です。コミュニティ推進係の一員として、町内会での会合等に利用する集会所の整備費用を助成する補助金も担当しています。

ある町内会長から次のような相談がありました。

「うちの町内会では、集会所があり、頻繁に利用している。しかしエアコンがなく、特に夏場の利用は暑くて大変だ。夏場町内会の活動がしにくくなっているので、エアコンを設置したいが、町内会の会費だけで設置することは費用の点で難しい。以前も相談したことがあるが、補助金の対象にはならないといわれたのだが…」

事業の要綱である、「〇〇町集会施設整備事業費補助金交付要綱」を確認したところ、別表で備品の補助対象は次のようになっていました。

事業種目	対象経費	採択基準	補助額
備品等 整備事業	集会施設において、コミュニティの維持に必要な次に掲げる総額100,000円以上の備品の購入又は整備費	(1) 机及び椅子 (2) 放送器具 (3) 冷蔵庫 (4) 倉庫 (5) 掲示板 (6) その他町長が適当と認める備品	対象経費の1/2以内で500,000円を限度とする。 (ただし、1事業主体につき年1回限りとする。)

備品への補助金の交付対象となる備品は限定されています。別表の採択基準項目(6)で、(1)～(5)以外の備品にも助成できる可能性は残されていますが、購入する全ての備品を助成対象にしているわけではありません。

実際に、8月に集会所に伺ったところ、室温が高く、かなり暑いためエアコンの必要性を強く感じました。

このような事情を踏まえたうえで、あなたならどう行動しますか？

単に、エアコンは補助金の助成の対象外という回答でよいのでしょうか？

法律は国会で制定、改正されるもので地方自治体や公社、一部事務組合の判断だけで変えることはできません。ただ、時代の変化や社会問題の対応、判例の判断等により改正されたり廃止されることもあり、今現在の法律がずっと同じ内容であるわけではありません。

例規は、地方自治体等で変更することも可能です。担当している業務について、現状の課題の解決のために変更を検討することが必要な場合もあります。

(3) ワーク 契約条件に合っているか？

あなたは、〇〇村の住民課で国民健康保険を担当しています。国民健康保険の保健証は毎年更新し、加入者に郵送しています。印刷と郵送を受託した業者から相談がありました。

「契約上再委託が禁止されているが、どうしても業務の一部を他社に委託したいと考えている。他社に委託することは可能でしょうか。」

締結していた契約の該当部分は次の通りです。

~~~~~

第8条 受託した事業者は原則として、業務の一部を再委託することはできない。

第9条 受託した事業者が、やむを得ず業務の一部を再委託する必要がある場合は、事業者から申請書を提出し、村が許可した場合は再委託することができる。

~~~~~

あなたは、問い合わせに対してどのように回答するために、どのような事柄について検討することが必要でしょうか？

業務の再委託を基本的に禁止している理由を考えてみるのが大切です。

受託業者が、業務の一部を再委託すること自体は、業務が特殊な場合はあり得ることです。令和2年以降経済産業省の事業の再委託が再委託されており、受託事業者が多く利益を得ていることが問題とされました。

なぜかという事業のほとんどを再委託した事業者が行うのであれば、直接再委託した事業者と契約したほうが、費用は安く済みます。行政機関の費用負担がいたずらに過大とならないように、基本的に禁止されているといえます。

このため、そのような禁止されている理由や状況に該当せず、事業実施のために必要であれば、再委託を許可できる場合もあります。

担当者として取るべき対応としては、許可されるべき再委託かどうかは、「やむを得ず業務の一部を再委託する必要がある」理由について丁寧に事業者を確認した上で判断することになります。

2 判例を読んでみよう

ニュースや新聞で、裁判の結果等の情報に触れることは多くあります。特に、最高裁判所の判断を「判例」といい、裁判所の最終的な判断であることから社会への影響も大きいです。(地方裁判所、高等裁判所の判断は「裁判例」といいます。)

地方公務員の業務のほとんどが、判例が直接影響することは多くはありません。ただ、社会の現状が表れているという点では、地方公務員の業務に間接的には関わっているものであるといえます。

判例の構成は、大まかに言うと次のとおりです。

① 事案の概要、②適用される法令の定義、③事案に法令を当てはめる→結論

ここで、警察官による所持品検査の判例を読んでみましょう。

判例の状況としては、警察官による職務質問に伴い、発生していた強盗事件の関与が疑われて、所持品の検査をした事例です。

この所持品の検査が、なぜ問題になるかという点、どのような場合にどのような方法での検査が可能になるかという点が法令で決められていないからです。このため、どのような条件でどんな場合に認められるかということが最高裁判所で判断しています。

判例の具体的な状況によって何が適切かを判断する基準は、

- ① 必要性
- ② 緊急性
- ③ 相当性(行為をすることによって失われる利益と得られる利益を比較して判断する)

という3点です。

この判例については、警察官ではない地方公務員である皆さんには直接関係がないと思われるかもしれませんが。

皆さんが、地方自治体等で業務を行う上で、どのような対応をすべきか判断に迷ったこともありと覆います。その際に、この判例の基準が、適切な判断をするための判断基準として活用できるとおもしろい、ここに掲載しています。

少し長いですが、マーカーを引いた重要な部分を中心に、まずはざっと読んでみましょう。

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中二二〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護士川端和治、同弘中惇一郎の上告趣意第一の二の(一)について所論は憲法三一条、三九条、七三条六号但書、九八条一項違反をいうが、爆発物取締罰則が日

本国憲法施行後の今日においてもなお法律としての効力を保有しているものであることは当裁判所の判例とするところであるから(昭和二三年(れ)第一一四〇号同二四年四月六日大法廷判決・刑集三卷四号四五六頁、昭和三二年(あ)第三〇九号同三四年七月三日第二小法廷判決・刑集一三卷七号一〇七五頁参照)、所論は理由がない。

同第一の二の(二)の第一について所論は憲法三一条、三六条違反をいうが、爆発物取締罰則一条に定める刑が残虐な刑罰といえないのみならず(最高裁昭和二二年(れ)第三二三号同二三年六月二三日大法廷判決・刑集二卷七号七七七頁参照)、同条所定の行為に対し所定のような法定刑を定めることは立法政策の問題であつて憲法適否の問題ではないから(最高裁昭和二三年(れ)第一〇三三号同年一二月一五日大法廷判決・刑集二卷一三号一七八三頁、昭和四六年(あ)第二一七九号同四七年三月九日第一小法廷判決・刑集二六卷二号一五一頁参照)、所論は理由がない。

同第一の二の(二)の第二について

所論は憲法一九条、三一条違反をいうが、爆発物取締罰則一条は、所定の目的で爆発物を使用した者を処罰するものであつて、その思想、信条のいかんを問うものではなく、また、同条にいう「治安ヲ妨ケ」るの概念は不明確なものではないから(前掲昭和四七年三月九日第一小法廷判決参照)、所論は前提を欠き、適法な上告理由にあたらぬ。

同第一の二の(二)の第三について

所論は憲法三一条、三九条違反をいうが、爆発物取締罰則の規定のうち所論指摘のものは原判決の是認する第一審判決が適用していないものであり、また、本件に適用される同罰則一条及び三条の規定につきこれを合憲であるとした原判決の判断は正当であつて、犯行後の法令の適用を許容した趣旨のものではないのであるから、所論は前提を欠き、適法な上告理由にあたらぬ。

同第二の二について<注記;以下事案の概要>

所論のうち憲法三一条、三五条一項違反をいう点は、Aの明示の意思に反してボーリングバツグを開披したB巡査長の行為を職務質問附随行為として適法であるとした原判決の判断は、警察官職務執行法(以下「警職法」という。)二条一項の解釈を誤り、ひいて憲法三五条一項に違反し、違法収集証拠を本件の証拠とした点において憲法三一条に違反する、というのである。

一 原判決の認定した事実及び原判決の是認した第一審判決の認定した事実によれば、本件の経過は次のとおりである。(一)岡山県総社警察署巡査部長Cは、昭和四六年七月二三日午後二時過ぎ、同県警察本部指令室からの無線により、米子市内において猟銃とナイフを所持した四人組による銀行強盗事件が発生し、犯人は銀行から六〇〇万円余を強奪して逃走中であることを知った、(二)同日午後一〇時三〇分ころ、二人の学生風の男が同県吉備郡a町b附近をうろついていたという情報がもたらされ、これを受けたC巡査部長は、同日午後一時ころから、同署員のB巡査長ら四名を指揮して、総社市cのD営業所前の国道三叉路において緊急配備につき検問を行つた、(三)翌二四日午前零時ころ、タクシーの運転手から、「E線F駅附近で若い二人連れの男から乗車を求められたが乗せなかつた。後続の白い車に乗つたかも知れない。」という通報があり、間もなく同日午前零時一〇分ころ、その方向から来た白い乗用車に運転者のほか手

配人相のうちの二人に似た若い男が二人(被告人とA)乗っていたので、職務質問を始めたが、その乗用車の後部座席にアタツシユケースとボーリングバツグがあつた、(四)右運転者の供述から被告人とAとを前記F駅附近で乗せ倉敷に向う途中であることがわかつたが、被告人とAとは職務質問に対し黙秘したので容疑を深めた警察官らは、前記営業所内の事務所を借り受け、両名を強く促して下車させ事務所内に連れて行き、住所、氏名を質問したが返答を拒まれたので、持っていたボーリングバツグとアタツシユケースの開披を求めたが、両名にこれを拒否され、その後三〇分くらい、警察官らは両名に対し繰り返し右バツグとケースの開披を要求し、両名はこれを拒み続けるという状況が続いた、(五)同日午前零時四五分ころ、容疑を一層深めた警察官らは、継続して質問を続ける必要があると判断し、被告人については三人くらいの警察官が取り囲み、Aについては数人の警察官が引張るようにして右事務所を連れ出し、警察用自動車に乗車させてG警察署に同行したうえ、同署において、引き続いて、C巡査部長らが被告人を質問し、B巡査長らがAを質問したが、両名は依然として黙秘を続けた、(六)B巡査長は、右質問の過程で、Aに対してボーリングバツグとアタツシユケースを開けるよう何回も求めたが、Aがこれを拒み続けたので、同日午前一時四〇分ころ、Aの承諾のないまま、その場にあつたボーリングバツグのチャツクを開けると大量の紙幣が無造作にはいつているのが見え、引き続きアタツシユケースを開けようとしたが鍵の部分が開かず、ドライバーを差し込んで右部分をこじ開けると中に大量の紙幣がはいつており、被害銀行の帯封のしてある札束も見えた、(七)そこで、B巡査長はAを強盗被疑事件で緊急逮捕し、その場でボーリングバツグ、アタツシユケース、帯封一枚、現金等を差し押えた、(八)C巡査部長は、大量の札束が発見されたこととの連絡を受け、職務質問中の被告人を同じく強盗被疑事件で緊急逮捕した、というのである。

二<注記;以下適用される法令の定義> 警職法は、その二条一項において同項所定の者を停止させて質問することができる」と規定するのみで、所持品の検査については明文の規定を設けていないが、所持品の検査は、口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果をあげるうえで**必要性、有効性の認められる行為**であるから、同条項による職務質問に附随してこれを行うことができる場合があると解するのが、相当である。所持品検査は、任意手段である職務質問の附随行為として許容されるのであるから、所持人の承諾を得て、その限度においてこれを行うのが原則であることはいうまでもない。しかしながら、職務質問ないし所持品検査は、犯罪の予防、鎮圧等を目的とする行政警察上の作用であつて、流動する各般の警察事象に対応して迅速適正にこれを処理すべき行政警察の責務にかんがみるときは、所持人の承諾のない限り所持品検査は一切許容されないと解するのは相当でなく、捜索に至らない程度の行為は、**強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合がある**と解すべきである。もつとも、所持品検査には種々の態様のものがあるので、その許容限度を一般的に定めることは困難であるが、所持品について捜索及び押収を受けることのない権利は憲法三五条の保障するところであり、捜索に至らない程度の行為であつてもこれを受ける者の権利を害するものであるから、状況のいかんを問わず常にかかる行為が許容されるものと解すべきでないことはもちろんであつて、かかる行為は、限定的な場合において、**所持品検査の必要性、緊急性、**

これによつて害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡等を考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ、許容されるものと解すべきである。

三<注記;以下この事案に「二」の法令を当てはめた結論> これを本件についてみると、所論のB巡査長の行為は、猟銃及び登山用ナイフを使用しての銀行強盗という重大な犯罪が発生し犯人の検挙が緊急の警察責務とされていた状況の下において、深夜に検問の現場を通りかかったA及び被告人の両名が、右犯人としての濃厚な容疑が存在し、かつ、兇器を所持している疑いもあつたのに、警察官の職務質問に対し黙秘したうえ再三にわたる所持品の開披要求を拒否する等の不審な挙動をとり続けたため、右両名の容疑を確かめる緊急の必要上されたものであつて、所持品検査の緊急性、必要性が強かつた反面、所持品検査の態様は携行中の所持品であるバツグの施錠されていないチャックを開披し内部を一べつしたにすぎないものであるから、これによる法益の侵害はさほど大きいものではなく、上述の経過に照らせば相当と認めうる行為であるから、これを警職法二条一項の職務質問に附随する行為として許容されるとした原判決の判断は正当である。

よつて、所論違憲の主張は、前提を欠き、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらぬ。

同第二の三について

所論のうち憲法三一条、三五条一項違反をいう点は、アタツシユケースをこじ開けた前示B巡査長の行為を警職法に違反するものと認めながら、アタツシユケース及び在中の帯封の証拠能力を認めた原判決の判断は、上記憲法の規定に違反する、というのである。

しかし、前記ボーリングバツグの適法な開披によりすでにAを緊急逮捕することができるだけの要件が整い、しかも極めて接着した時間内にその現場で緊急逮捕手続が行われている本件においては、所論アタツシユケースをこじ開けた警察官の行為は、Aを逮捕する目的で緊急逮捕手続に先行して逮捕の現場で時間的に接着してされた捜索手続と同一視しうるものであるから、アタツシユケース及び在中していた帯封の証拠能力はこれを排除すべきものとは認められず、これらを探証した第一審判決に違憲、違法はないとした原判決の判断は正当であつて、このことは当裁判所昭和三一年(あ)第二八六三号同三六年六月七日大法廷判決(刑集一五卷六号九一五頁)の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がない。その余の所論は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらぬ。

なお、Hから押収した証拠物に関する所論は、具体的な理由の記載を欠くので、不適法である。

同第三について

所論は、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらぬ。

同第四について

所論は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらぬ。

よつて、刑訴法四〇八条、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

判例に、警察官による本人の同意のない所持品検査が許される状況が法律で定められない理由の記載があります。具体的な状況としては、様々な状況がありうるので、許される状況を一律に示すことが難しいからです。

これは、行政にかかわる職員の業務にも同じことがいえます。

このように、具体的な状況によって何が適切かを判断する基準として、

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 必要性② 緊急性③ 相当性(行為をすることによって失われる利益と得られる利益を比較して判断する) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

という3点を挙げています。

この3点は、対応に迷ったときに、適切な判断をするための判断基準として活用できます。

皆さんの中でも、いままであるいは今後自分の判断を先輩や上司に相談し、自分の判断が認められないこともあると思います。その場合、自分の判断に対して反対意見を言われたとしても、反論できないような欠点がある可能性があります。法令について学び、リーガルマインドを身に付けることは、論理的に説明をすること等、説得力のある対応を導くこと、判断していくことに非常に役に立ちます。

第3章 今後の学習について

1 参考図書を紹介

法令の学習は段階的に学ぶことで、より深く学習できます。法令に関心がわいた方はぜひ少しずつ楽しく学んでください。

いろいろな書籍が発行されていますが、特におすすめの書籍を紹介します。

(1) 入門的な知識

- ① 吉田 利宏 「法律を読む技術・学ぶ技術」ダイヤモンド社
- ② 吉田 利宏 「元法制局キャリアが教える法律を読むセンスの磨き方・伸ばし方」ダイヤモンド社

内閣法制局、国の法律の策定にかかわる機関で勤務していた著者による入門書です。地方公務員にとっても必要な法的知識をわかりやすく学ぶことができます。

①は表題のとおり、条文の読み方等が中心です。

②ではリーガルマインドも含め、民法等主要な法規についても合わせて学ぶことができます。

(2) 民法入門

- ① 吉田 利宏 「民法を読む技術・学ぶ技術」ダイヤモンド社
- ② 山本 敬三 「民法の基礎から学ぶ民法改正」岩波書店

コンビニで弁当を買うこと（売買契約）、一人暮らしでアパートを借りること（賃貸借契約）、結婚すること等皆さんの個人としての生活に関わってくる内容が含まれる民法は法律の学び初めに最適です。

②では、最近の民法（債権法）改正と民法入門を合わせて学ぶことができます。さらに、どうしてそのように法律が定められているのか、改正された理由も詳しく説明しているため、事前に学習したことのない方にも分かりやすく勉強できます。

(3) 行政法入門

- ① 大橋 洋一 「社会とつながる行政法入門 第2版」有斐閣
- ② 藤田 宙靖 「行政法入門 第7版」有斐閣

行政法は、法学部に進んだ学生も3-4年で学ぶような発展的な法分野です。必ず先に民法といった基礎的な法分野を勉強してから、学ぶことを強くお勧めします。

特に①は、地方自治体職員にとっては、業務と関連した事例を挙げて説明されており、理解しやすいと思います。②は、体系的な説明がわかりやすいですが、地方公務員にとってあまり業務に関わってくることのない部分についても説明されています。

(4) 政策法務入門

- ① 佐藤 徹 「エビデンスに基づく自治体政策入門 ロジックモデルの作り方・活かし方」公職研
- ② 板垣 勝彦 「『ごみ屋敷条例』に学ぶ条例づくり教室」ぎょうせい

地方公務員が、法令を学ぶ最終的な目的は、所属する団体の課題を抽出し、その解決策となる法令・例規の策定をすることです。

この点で、政策法務は課題抽出・解決策とその法令・例規策定の2段階に分けられます。

- ① は全段階である課題抽出や、解決策を近時のトレンドであるEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の実践的な手法を説明する入門書です。
- ② は、条例を策定するために必要な行政法の知識を包括的に学ぶことができます。

気になる分野、部分がある方はぜひ少しずつでも学習を進めていってください。このテキストが皆さんの今後の学習のきっかけとなることができるよう願っています。

（５）法制執務

- ① 法制執務用語研究会「条文の読み方 第2版」有斐閣

この「法令事務の基礎」の改訂にも、参考書として利用しました。今回は新規採用職員向けであるため、説明を分かりやすくしたり、一部限定した部分もあります。より詳しく学びたい方は読んでみてください。

また、地方自治体向けの法制執務に関する研修としては、福島県文書法務課や文書システムを担当する事業者によるもの等、法制執務だけを内容とした研修も開催されています。機会があれば一度受講し、知識を深めてください。

2 終わりに

皆さんの中で直接法令を扱う業務をしている人は、まだ多くないと思います。しかし、最初に述べたように、私たちが業務をしていく上で基本となるのは法令・例規です。地方公務員の全ての業務には、法令・例規が関わっています。普段の業務で疑問を感じたら、拠り所である法令・例規に目を通すことを習慣にしてください。最初は難しく感じても、何度か読み返すうちに、「そういうことだったのか」という気づきが生まれます。

また、法令・例規は公布時点の現状に適ったものですが、時代の移り変わりとともにその時の現状に合わなくなってくる場合があります。そのようなとき、一般常識で考えてどうか、客観的に考えてどうか、どのような判断が妥当な対応を導くかという視点に立ち、法令・例規を制定・改正・解釈していくことが必要となります。法令・例規に従って業務を遂行できることがまず第一歩であり、その上で将来的には例規等の策定・改正・廃止の対応ができるようになる必要があります。そのような政策法務を適切に実施していくことで、地域の将来の課題に対応していくことが可能になるのです。

実施方法によっては、現在皆さんが担当している業務や今後担っていく業務について、更に良くすることができます。

そのためにも、皆さん一人一人が、法令について正しく、しっかりとした対応のできる能力を少しずつ身に付けていくことが必要です。

この研修では、法令事務についてのごく基礎的な部分を学習しました。

これを基礎として、よりいっそう法令に関心を持ち、自己学習によって知識を深めてください。

資料

参考 1 参考条文 (テキスト本文 P 3)

医療法 (抄)

第一条の二 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。(以下略)

第一条の四 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

消防組織法 (抄)

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

図書館法 (抄)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

博物館法 (抄)

第四条

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

地方自治法 (抄) (自治体の法令解釈上のルール関係)

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第二条

- 1 1 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- 1 2 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。
- 1 3 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

民法（抄）

第二十二条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

第二十三条 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

参考 2 (テキスト本文 P 4)

成文法と不文法

[成文法]

法律や条例のように、これらを制定する権限を持つ機関が一定の手続きに従って文章に表現し、つくられた法のことです。私たちが日常出会う法律とか条例等の法令は、すべてこの成文法です。

[不文法]

成文法以外の法のことです。社会生活や行政上の法律関係は、そのほとんどが成文法によって規律されていますが、そのような中でその空白を埋め、また疑義を解釈し補足するため、社会の中で現実に法として人の社会生活を規律する働きを持っているものをいいます。

※ 不文法に属する主なものとしては、次のものがあります。

(慣習法)

長い間行われてきた一定の行動様式(慣習)が、法的ルールとして信じられるようになったものです。

(判例法)

過去の裁判の判決が先例となって、その内容が法として承認されることになったものです。全ての判決が、法令と同じような一般的な規範となるわけではありません。裁判所の判決の中でも、最高裁判所の判決については、「判例」と呼ばれ、裁判を行うための法の中で、尊重される仕組みになっています。

このため、ある事件の「判例」が出ると、その後で同じような事例が起こった場合に参照されるため、法規範になっていくこととなります。

参考 3 (テキスト本文 P 4)

政令・省令・告示

[政令]

主に法律の規定を実施するために内閣が制定する命令をいいます。法律の実施に必要な事項や法律から政令に委任された事項を定めています。「〇〇法施行令」というような題名が付けられることが多い。

[省令]

各省の大臣が主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて発する命令をいいます。「〇〇法施行規則」というような題名が付けられることが多いです。

[告示]

公の機関が一定の事項・事実を、官報(公報)等によって公式に、広く一般に知らせる行為をいいます。

※ 国会が制定する法が「法律」で、内閣・大臣等の行政機関が制定する法が「命令」です。

参考 4 (テキスト本文 P 7)

条例の発案権

条例の発案権は地方公共団体の長及び議会の議員の双方にある。

- ① 長の発案…地方自治法第 149 条第 1 号
- ② 議会の発案…地方自治法第 112 条第 1 項

(発案権の例外)

- ① 長に専属のもの…行政機関の設置、局部の設置等
- ② 議員に専属のもの…常任委員会、特別委員会の設置等
- ③ 住民による直接請求による場合

有権者の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、条例の制定、改廃の請求をすることができる。(住民の条例改廃制定請求権:地方自治法第 74 条第 1 項)

参考 5 (テキスト本文 P 7)

長の発案による条例制定手続きの一般的な例 (各自治体・制定条例で異なります。)

〔条例の立案〕

- 1 担当セクションで制定方針を出す
- 2 条例制定内容の検討
政策・施策等の条例内容検討
必要に応じて
 - ・実態調査
 - ・関係法令の調査
 - ・他自治体等調査
 - ・関係部署と意見調整 (法規審査部門含む)
 - ・関係機関調整 (議会関係、検察関係 (罰則制定時) 等含む)
 - ・パブリック・コメント
 - ・公聴会
 - ・関係審議会諮問等等を実施
- 3 担当セクションでの条例文案作成
- 4 関係部署決裁 (法規審査等)
- 5 長の決裁

〔条例の議会への提案・議決等〕

- 1 長の議案提出
- 2 議会審議
- 3 議会の議決
- 4 議会の議長から長へ送付

〔条例の公布、施行〕

参考6 条例制定権の範囲（テキスト本文P7）

1 条例制定権の限界

地方公共団体の議会は、「当該自治体の地域における事務」（地方自治法第2条第2項）について条例を制定できます。しかし法体系の秩序内に位置する以上、地方公共団体の条例制定する際は、少なくとも次の3つの点を満たす必要があります。

(1) 国が統一的な視点に立脚して行うべき場合でないこと

国際社会における国家としての事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動に関する事務、地方自治に関する基本的な準則、全国的な規模・全国的な視点で行うべき施策及び事業等は定められない。（地方自治法第1条の2第2項）

（例）通貨、司法、物権の種類、全国的に実施すべき教育制度や社会保障制度等

(2) 法令の範囲内であること

条例は法令の範囲内でしか制定できません。（憲法第94条、地方自治法第14条）

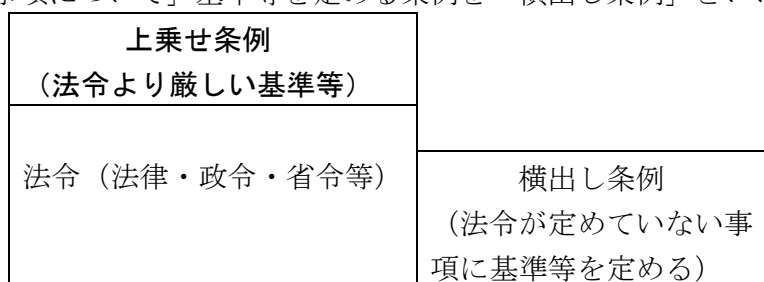
この点について、かつては法令が規制対象としている領域では、およそ、条例を制定できないと解釈していました（法律先占理論）。しかし現在では判例によって、これを緩和する立場をとっています。すなわち、「普通地方公共団体の制定する条例が国の法令に違反する場合には効力を有しないことは明らかであるが、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。」等としています。（「徳島市公安条例事件判決」（最高裁昭和50年9月10日大法廷）） 【P34 参考7】

(3) 憲法に抵触しないこと

法令一般の限界として、憲法に抵触しない、特に、人権保障の規定に抵触しないことに注意が必要です。（人権保障の規定：財産権、営業の自由権、表現の自由権、平等権等）

2 上乗せ条例・横出し条例

法令と同一目的で「同一対象に関して」、法令が定める基準や手続よりも「厳しい」基準等を定める条例を「上乗せ条例」といいます。また、法令と同一目的で、「法令が定めていない事項について」基準等を定める条例を「横出し条例」といいます。



法律先占理論の立場からは、上乗せ条例や横出し条例を法令が明文で認めていない限り、いずれも法令に抵触し、抵触する部分は違法・無効であると考えられます。

しかし、1(2)の判例の立場をとれば、法令の示す基準が全国一律の最高限度を定めたものか（上乗せ・横出しはできない）、地域事情を反映させうる最低限度のものか（上乗せ・横出ししうる場合がある）等、法令全体の趣旨・目的から判断していくことが許されると考えられます。（参考7の図参照）

参考 7

徳島市公安条例事件判決（最高裁昭和50年9月10日大法廷）概要について

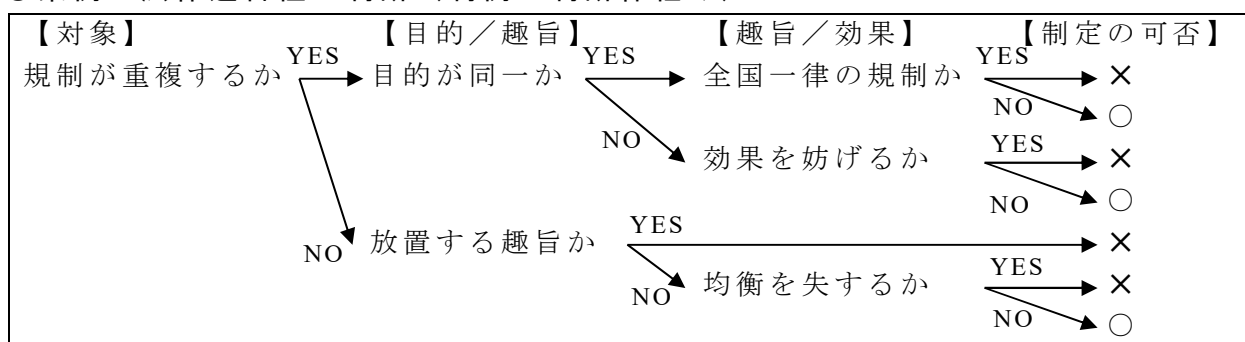
この事件は道路交通法と徳島市の公安条例との関係が問われたものです。

道路交通法が道路交通秩序の維持を目的として集団示威行進に規制を加えているところに、条例で、「地方公共の安寧の維持」という法律より広範な目的から法律と同じ対象に、法律とは異なった規制を加えることが許されるかというものでした。

これに対し最高裁は「普通地方公共団体の制定する条例が国の法令に違反する場合には効力を有しないことは明らかであるが、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。」

「特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によって前者の規定の意図する目的と効果を何ら阻害することがないときや、両者が同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間には何らの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じ得ない。」等と述べ、両者の目的が全く同一ではないこと等を理由として同条例は道路交通法に違反しないとしました。なお判例による条例の法律適合性の判断枠組みを図で示すと次のようになります。

○条例の法律適合性の判断（判例の判断枠組み）



（図：第2版 政策法務研修テキスト 発行：第一法規 編著：北村喜宣、磯崎初仁、山口道昭P15から抜粋）

参考 8 条例の基本形式（テキスト本文 P 7）

◎公布文
 公布者の公布の意志を表示する文章をいい、公布する旨の文言、公布年月日及び公布者の職・氏名から構成される。公布文は公布の際に公布される条例・規則の冒頭に付けられるものであり、したがって、条例・規則の一部をなすものではない。

◎条例番号
 暦年ごとに付けられる番号のことで、条例（規則）を特定するための手段としてである（同一の題名の条例・規則が二つ以上あることは少なくないから）。

◎題名
 条例・規則の一部を成すものであり、その条例・規則の内容を的確かつ簡潔に表すものでなければならぬ。

◎目次
 条例・規則の本則が章・節等に区分される場合には、その内容の理解と検索を容易にするため、必ず目次を付けることとされている。目次には、最小区分の章名・節名等の下に括弧書きで、そこに属する条文的範囲を表示する。この場合、その属する条文の一つのときは「（第〇条）」と、二つのときは「（第〇条・第△条）」と、三つ以上のときは「（第〇条―第△条）」と表示する。

◎章・節等
 条例・規則の条文の数が多い場合には、その内容の理解と検索を容易にするため、章・節等に区分する。また、別表や別記様式については、それがあっても、その表示をしないこととされている。

◎本則・附則
 本則とは、条例・規則の本体的部分であり、題名の次から（制定文や目次がある場合には、その次から）附則の前までの部分をいう。

◎見出し
 条例・規則の条には、その内容の理解と検索を容易にするため、見出しを付けるのが通例である。逆に言えば、見出しは、当該条の内容の理解と検索の便に資するよう、的確かつ簡潔な表現のものとしなければならない。

◎項・号等
 本則は、一般に、「条」に区分される。一つの条は、通常 one sentence にされることが、二以上の sentence にされることもある。

◎項・号等
 この場合に、その二以上の sentence が条文の段落としての性質を有するときは、それぞれ別行にして書くこととされ、この別行にして書かれた部分を「項」という。項には第一項を除き、項番号が付けられる。

◎項・号等
 条文は項の中で、一定の事項を列記する必要がある場合には、一、二、三、・・・と漢数字を用いた番号を列記する。これを「号」という。

公布文

条例番号

題名

目次

(章名)

(見出し)

(条名)

本則

(項)

附則

福島県男女平等を實現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例をここに公布する。
 平成十四年三月二十六日

福島県知事 ○○○○○

福島県条例第十七号

福島県男女平等を實現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第九条―第二十条）

第三章 福島県男女共同参画審議会（第二十一条―第二十三条）

第四章 男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理（第二十四条・第二十五条）

附則

（前文略）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項について定めることにより、男女の実質的な平等を實現し、もつて男女一人ひとり個人として尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

（中略）

第二十四条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、当該意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を置く。

3 男女共同参画推進員は、次に掲げる事務を行う。

一 第一項の規定による申出を受け付け、当該申出に関する必要な調査等を行うことにより、当該申出を適切に処理すること。

二 第一項の規定による申出に係る施策について、必要に応じ、関係する県の機関に対して意見を述べること。

（中略）

附則 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、同年七月一日から施行する。

参考9（テキスト本文P8）

条例等の適用

「適用」とは、条例等の規定を具体的なそれぞれの人や事柄に対して当てはめることです。条例等の改正を行った場合等に生じます。

例えば、学校の授業料の改正を行う条例の場合、施行後の授業料は改正後の新しい額となります。しかし、この場合それを当てはめられるのは誰か、つまり4月に入学する新入学生からとするのか、在生学生も含むのかあいまいさが生じます。

もし、新入生から当てはめようとする場合には「適用」ということが生じます。このようなときは、条例等の「附則」に「〇〇年4月1日以降に入学する者から適用する」という規定を設けます。

適用には、「^{そきゆうてきよう}遡及適用」というものがあります。

「遡及適用」とは、法令の全体や一部の規定を法令の施行日前に生じた事柄についても当てはめ、働かせることをいいます。

法令は、施行日以降にその効力が生じ、将来に発生する事柄に当てはめ、働かせるのが原則です。しかし、法令の内容によっては、過去に生じた事柄についても、^{さかのぼ}遡って当てはめる必要が生じる場合があります。

ただ、遡及適用は、法的な不安定さと国民に予想もできない不利益を及ぼす可能性があります。

ですから、あくまでも例外的な取り扱いであり、特に刑罰の規定については、憲法（第39条）によって禁止されています。

また、既に得ている権利等を侵すことになる場合も、公益を確保する上でやむを得ないときを除き、許されないものと考えられています。

一方、国民に対し特別に不利益を及ぼさない場合や、むしろ利益を与えることとなる場合には遡及適用が許されると考えられています。

★ 法令等の解釈

法令等を「適用」するには、法令等の「解釈」ということが必要になってきます。

法令等の解釈は、その解釈の手段に着目して、一般に「法規的解釈」と「学理的解釈」とに大別し、「学理的解釈」をさらに「文理解釈」と「論理解釈」に区別します。

【法の解釈の種類：P37 参考10】

参考 10

法の解釈の種類

1 「法規的解釈」

ある法規定がつくられ、それによって前の法規定を解釈することをいいます。この解釈方法を**立法解釈**とも呼ばれています。

実例としては、民法第85条『この法律において「物」とは、有体物をいう。』という規定等があります。

民法第85条は、民法の条文における「物」という用語が何であるかについて、民法の中で定義しています。

2 「学理的解釈」

学理に従って、各人が法令の意味を判断し、その解釈を行うことです。

また、成文法は、ことばによって表されているものであることから、その解釈については、「ことばに主眼をおく立場」と、「ことば以外の立法の目的や他の法則全体との関係等いわゆる道理に主眼をおく立場」が考えられます。

前の立場を「**文理解釈**」といい、後の立場を「**論理解釈**」といいます。

法令は、その策定者がどのように対応することが適切か真剣に考えて作成し、議会で問題が生じないか検討されて成立しています。法令の言葉（文言）には、想定されている意味があるため、そこからかけ離れた解釈を勝手にすることは許されません。

このため「文理解釈」をする際に注意すべき点が2点あります。

- (1) 法文のことばを、忠実にその文字をたどって法令の意味を明らかにするようになければなりません。
- (2) 立法技術上、その用い方について一定の慣例のあることばは、その慣例に従って、解釈しなければなりません。

「**論理解釈**」では、(1)立法目的(2)他の法との関係(3)その法の沿革、さらには、どのような解釈をすれば社会における正義と公平の観念や公共の福祉に最も適合するかということも、その拠りどころとしなければなりません。

なお、**法規的解釈**についても、さらに**学理的解釈**が必要となる場合があります。例としては、刑法第7条「この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。」という公務に関する定義規定について言えば、その他法令により公務に従事する職員とは何か、ということは必ずしも明白ではなく、この部分については、**学理的解釈**によって、その意味を明らかにしなければなりません。

参考 1 1

法令が矛盾・抵触した場合の優先順位

1 所管法令優先の原理

法律は、それぞれ自分の受け持ち分野(これを所管といいます)を持っていて、そもそも他の法律の分野には立ち入らないこと。

2 上位法令優先の原理

法律は憲法を頂点とするピラミッド形の構造となっており、各法令の間には上下関係があります。そして、所管事項を同じくする上位の法令と下位の法令の内容が矛盾するときには、上位の法令が優先して適用されます。

3 後法優先の原理

上下関係がない同じランクの法令間において、相互の内容が矛盾するときには、時間的に後でつくられた法律が、それより前につくられた法律に優先して適用されます。(例：一部改正条例は後のものが優先)

4 特別法優先の原理

ある事柄について一般的に定めた法律と特別に定めた法律がある場合に、後者を優先するという原理です。

個人が、別の個人にけがをさせた場合には、損害賠償の請求については民法第709条の不法行為となります。ただ、加害者が公務員で、業務においてけがをさせた場合は、その特別法である国家賠償法が適用されます。

同じ内容について一般的に定めた場合に、さらにその中の一部に対して別の法令を定める場合は、その新たに成立した別の法令が適用されることになるのです。

(一般法を優先的に適用してしまうと、制定された特別法が適用される状況はなくなってしまいます。特別法を制定するのは、その法で定める特定の状況においては特別法を適用するように、法令の適用を変更するためです。このため特別法が優先的に適用されるようにルール化されています。)

新規採用職員（前期）研修課程テキスト（動画視聴用）

法 令 事 務 の 基 礎

令和4年4月1日発行

編 集 行 / 公益財団法人 ふくしま自治研修センター

〒969-2156 福島市荒井字地藏原乙15番の1
TEL : (024) 593-5712
FAX : (024) 593-5714
URL : <http://www.f-jichiken.or.jp>
e-mail : kyomu@f-jichiken.or.jp

無断転載・複製を禁ず